

令和4年度
第2回
会津若松市国民健康保険運営協議会

日時:令和4年11月10日(木)

午後1時～

場所:栄町第二庁舎2階第三会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

報告案件

- (1) 会津若松市国民健康保険特別会計決算概要
- (2) 第3期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の取組報告
- (3) 会津若松市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等
実施計画の取組報告

4 その他

5 閉 会

報告案件 1

令和3年度会津若松市国民健康保険特別会計決算概要

1 被保険者数の状況

項目	令和3年度	令和2年度	増減	前年度比
世帯数(世帯)	16,285	16,407	▲122	▲0.7%
被保険者数(人)	25,019	25,542	▲523	▲2.0%

(国保事業年報：年度平均)

2 決算の概要

(単位：円)

項目		令和3年度	令和2年度	増減	前年度比
歳入	国民健康保険税	2,064,126,347	2,103,028,359	▲38,902,012	▲1.8%
	国庫支出金	8,257,000	19,735,000	▲11,478,000	▲58.2%
	県支出金	7,841,768,083	7,607,519,674	234,248,409	3.1%
	繰入金	1,296,058,617	1,297,599,288	▲1,540,671	▲0.1%
	その他	334,267,897	284,049,604	50,218,293	17.7%
	合計	11,544,477,944	11,311,931,925	232,546,019	2.1%
歳出	保険給付費	7,762,892,087	7,531,433,444	231,458,643	3.1%
	国民健康保険事業費 納付金	2,957,597,245	2,850,155,415	107,441,830	3.8%
	保健事業費	119,492,490	117,879,673	1,612,817	1.4%
	その他	381,157,840	511,150,240	▲129,992,400	▲25.4%
	合計	11,221,139,662	11,010,618,772	210,520,890	1.9%
歳入歳出差引額		323,338,282	301,313,153	22,025,129	7.3%

※歳入のその他：前年度繰越金、延滞金等
 ※歳出のその他：事務費、準備金積立金等

(1) 収支状況

平成30年度からの国民健康保険制度の県単位化から4年目の決算であり、歳入歳出差引額で3億2,333万8,282円の黒字となりました。
 主な要因：国保税の賦課額が見込みを上回ったため。

(2) 基準外繰入

令和3年度においても、一般会計からの基準外繰入は行いませんでした。
 主な要因：県単位化により国費が拡充したことによるもの。

(3) 国民健康保険税の収納額

前年度比：3,890万円の減、1.8%の減となりました。
 主な要因：被保険者の減によるもの。

(4) 保険給付費（医療費）

前年度比：2億3,145万円の増、3.1%の増となりました。

一人あたり医療費についても、前年度比で増加していますが、県内13市の中では9番目となっており、低い状況にあります。

	令和3年度	令和2年度	増減	前年度比
一人あたり医療費	362,679円	345,336円	17,343円	5.02%

(福島県国民健康保険団体連合会資料)

(5) 準備金残高の推移

前年度比：78万2千円、0.3%の増となりました。

(単位：千円)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
年度末の準備金残高	294,588	293,806	199,930	293,419

報告案件 2

第 3 期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の取組報告

被保険者の減少や高齢化、一人あたりの医療費の増加などにより国保事業を取り巻く状況が厳しくなっていることを踏まえ、国保事業の健全化のために掲げた以下の4項目についての令和3年度の取組状況は次のとおりです。

1 国保税の適正賦課と収納率向上の取組

(1) 国保税率の改定

国保事業の安定的な運営を図るためには、最も基幹的な財源である国保税を適正に賦課し、収納していくことが重要です。

平成28年度分の税率を改定して以降、令和3年度まで税率の改定は行わず、据え置いてきました。

(2) 国保税調定額、収納額、収納率

収納率の向上を図るため、次の取組を行いました。

- ① 国保推進員の訪問による納付勧奨と収納業務、居住実態調査
- ② 口座振替、コンビニ納付(平成28年度～)、インターネット納付(令和2年度～)の推進
- ③ 月末に夜間・休日臨時窓口を設置
窓口設置の広報として、市政だより掲載のほか、FM会津のスポットCMを活用
- ④ 短期保険証・資格証明書交付による納税相談機会の確保
- ⑤ 財産調査の実施による担税力確認と財産差押

< 国保税調定額、収納額、収納率等の推移 >

(単位:千円)

年度	区分	調定額	収入額	収納率	収納率(全体)	滞納者数
28年度	現年度	2,511,737	2,303,361	91.70%	74.87%	3,212人
	滞繰分	799,297	175,584	21.97%		
29年度	現年度	2,397,274	2,190,172	91.36%	73.58%	3,135人
	滞繰分	793,487	157,651	19.87%		
30年度	現年度	2,260,768	2,072,547	91.67%	72.83%	3,068人
	滞繰分	803,345	159,115	19.81%		
元年度	現年度	2,165,356	1,978,068	91.35%	71.66%	3,071人
	滞繰分	793,332	142,040	17.90%		
2年度	現年度	2,139,267	1,962,040	91.72%	71.64%	2,919人
	滞繰分	796,425	140,988	17.70%		
3年度	現年度	2,071,393	1,923,417	92.86%	71.86%	2,758人
	滞繰分	801,026	140,710	17.57%		

滞納者数は、現年・滞繰双方に滞納がある場合は1人としてカウント

① 調定額は、前年度比 6,327 万円の減、2.16%の減

② 収納額は、前年度比 3,890 万円の減、1.85%の減

③ 収納率(速報値)

令和3年度現年度収納率の目標値 92.67%を達成しました。

現年度分 92.86%(前年度比 1.14ポイントの増) 県内 13 市中第 10 位

滞納繰越分 17.70%(前年度比 0.13ポイントの減) 県内 13 市中第 8 位

合計 71.86%(前年度比 0.22ポイントの増) 県内 13 市中第 9 位

2 医療費適正化への取組

(1)レセプト点検

請求内容の点検等を、診療報酬明細書点検専門員8名により行い、給付費の適正化に継続して取り組んだ結果、財政効果率は1.33%となりました。

<令和3年度の実績>

財政効果額	①被保険者資格点検 国保資格喪失後の受診等	47,545 千円
	②請求内容点検 再審査請求、負担割合誤り等	47,427 千円
	③徴収金等 無資格受診に伴う不当利得返還金 第三者行為による損害賠償金	8,803 千円
	合計④	103,775 千円
診療報酬明細書請求額⑤		7,788,607 千円
財政効果率(④/⑤)		1.33%

(2)重複・頻回受診者への訪問指導

同一月内に複数の医療機関で受診している被保険者のうち、重複・頻回受診や重複投薬者として適正化が見込まれる方を対象として、保健師による訪問指導を行いました。

①令和3年度実績

対象者 20 人のうち、18 人に訪問指導

3 健康づくりへの取組

……報告案件3にて報告

4 その他の取組 ※ジェネリック医薬品の取組……報告案件3にて報告

5 今後の取組

(1)国保税収納額、収納率

現年度収納率については、目標値を達成しましたが、過年度分収納率は目標値を下回っているため、より一層の収納率向上に向けて次の取組を行います。

- ①研修による納税交渉のスキルアップと収納率向上に関する先進事例の研究
- ②滞納者の担税力を早期に見極め、処分の可否判断を実施
- ③預貯金、生命保険、給与、不動産等、財産調査の強化

(2)医療費適正化等

医療費適正化については、次の取組を行います。

- ①費用対効果などを検証し、効率化を図りながら実施
- ②第三者求償や不当利得などの返還請求を着実に実施

健康づくりやその他の取組については、被保険者の健康増進に加えて、医療費の適正化にもつながることから、引き続き事業の点検・評価を行いながら実施します。

報告案件3

データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の取組報告

本市では、国民健康保険被保険者の疾病や医療費の状況を分析して、重点的に取り組むべき健康課題や具体的な目標を明らかにし、被保険者の健康増進と医療費の適正化を進めるため、平成30年3月「会津若松市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画」を策定しました。

この計画に基づき、健康課題である生活習慣病の発症や重症化予防、高血圧症・糖尿病・脂質異常症の減少、メタボリックシンドロームの減少のため実施した令和3年度の保健事業の実施状況は、次のとおりです。

1 特定健康診査

生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を必要とするメタボリックシンドローム該当者などが掘り起こされる重要な健診であり、40歳～74歳の被保険者を対象として実施し、また、受診率の向上にも取り組みました。

なお、令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、6月実施予定であった大江戸温泉物語あいづでの集団健診を中止するとともに、実施会場では、受付前に検温と手指消毒、体調確認を行いました。

(1) 実施内容

形態	会場	実施時期
集団健診	公民館、コミュニティセンター等13箇所	令和3年6月～10月(38日)
施設健診	市内医療機関41箇所	令和3年6月～11月

●受診率向上の取組

- ①受診者への特典として、提携店舗のサービス券や日帰り温泉入浴割引券を配布
- ②町内会回覧による受診勧奨
- ③令和2年度から開始した受診歴等個別の事情を踏まえた受診勧奨通知を継続

⇒新型コロナウイルスの影響による受診控え等があるなか、特に③の実施により、通知の送付以降563人の新規受診者があり、受診率向上効果がありました。

(2) 法定受診率・受診者数

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R3目標値	
特定健康診査受診率	46.2%	47.2%	47.6%	45.4%	45.4%	55.0%	
対象者数	19,651人	19,023人	18,579人	18,565人	18,050人	-	
受診者数	9,073人	8,988人	8,844人	8,428人	8,197人	-	
比較参考値	国	37.2%	37.9%	38.0%	33.7%	(集計中)	-
	県	41.9%	42.8%	43.3%	37.6%	(集計中)	-

※国の目標値 60% ※比較参考値:「国民健康保険中央会実施状況報告書」より抜粋

●受診率の状況

①被保険者数の減少に伴い受診者数は減少

⇒受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により令和2年度に減少しましたが、令和3年度は同率を維持しました。

②年齢別受診率は、若い年代ほど受診率が低い傾向

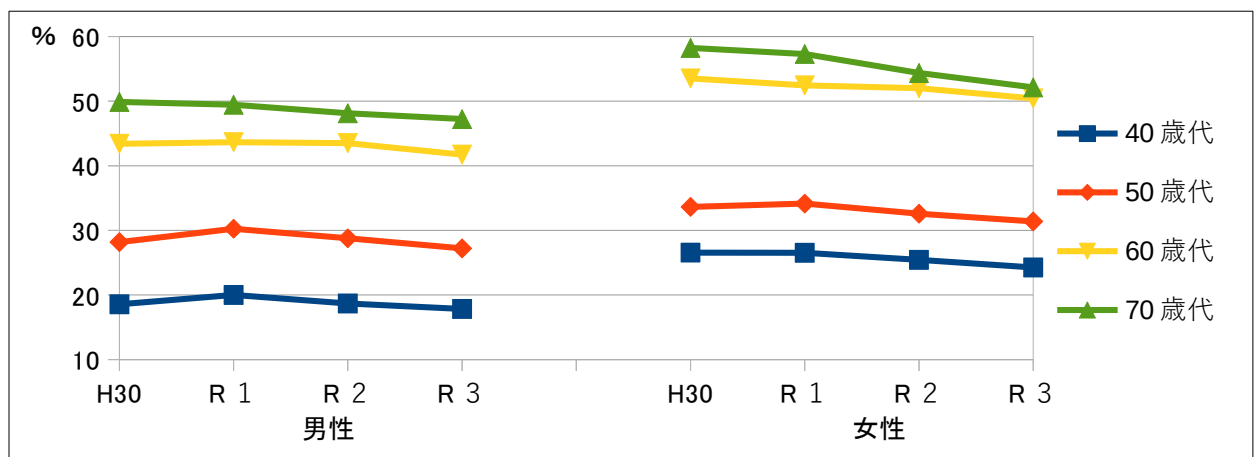
男女別では、女性は男性よりも受診率が高い傾向があるが、令和2年度以後の女性の受診率の減少が大きく、特に70歳代が大きい → 参照<年代別・男女別受診率>

③未受診者への受診勧奨

受診歴等の個別の事情を踏まえた分類別通知による受診勧奨や、39歳被保険者への「スマートフォン簡易検査」による40歳からの特定健康診査への受診喚起を実施

<年代別・男女別受診率> ※実人数による集計 (%)

(年代)	男性				女性			
	H30	R元	R2	R3	H30	R元	R2	R3
40歳代	18.55	20.01	18.68	17.83	26.55	26.53	25.43	24.25
50歳代	28.18	30.25	28.77	27.21	33.63	34.14	32.58	31.37
60歳代	43.4	43.64	43.49	41.72	53.51	52.44	51.99	50.4
70歳代	49.87	49.45	48.11	47.22	58.23	57.29	54.35	52.12
合計	39.63	40.33	39.66	38.47	49.33	48.8	47.64	46.01



2 特定保健指導

特定保健指導は、特定健康診査結果からのメタボリックシンドローム該当者及び予備群の該当者を対象に、本人が健診結果を理解し、自ら生活習慣の改善を目指して行動できるよう、専門職が支援するものです。

(1) 実施内容

家庭訪問を原則として、初回面接を実施し、実施率の向上を図りました。

形態	実施方法	実施時期
初回面接	家庭訪問・庁舎内面接等	令和3年8月～令和4年3月
継続的な支援	個別面接・電話等	令和3年9月～令和4年9月

(2) 法定実施率

項目	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 3目標値	
特定保健指導実施率	66.6%	60.0%	66.7%	61.2%	63.6%	73.0%	
対象者数	1,041人	1,009人	986人	933人	885人	-	
終了者数	694人	605人	658人	571人	563人	-	
比較参考値	国	26.9%	28.9%	29.3%	27.9%	(集計中)	-
	県	29.2%	31.9%	33.5%	33.9%	(集計中)	-

※国の目標値 60% ※比較参考値：「国民健康保険中央会実施状況報告書」より抜粋

●実施率の状況

①被保険者数の減少に伴い、対象者は減少

⇒実施率は、前年度比で2.4ポイント増加しました。計画に掲げた目標値は達成できませんでしたが、国の目標値(60%)は達成しました。

3 重症化予防事業・糖尿病性腎症重症化予防事業

特定健康診査の血圧、腎機能等の検査項目の結果に基づき、医療機関を受診する必要がある方を対象に、保健師による重症化予防のため個別支援を実施しました。

令和元年度からは、詳細健診における心電図検査の要医療者にも対象を拡大しました。

また、糖尿病の重症化予防を強化し、新たな透析患者の減少を図るため、平成29年度から血糖に関する対象者を拡大、保健師による個別支援に加え、糖尿病治療中で腎機能が低下している方には、主治医と連携のもと、管理栄養士による栄養指導を実施しました。

腎機能の再検査を要する方には、医療機関への紹介体制を継続し、連携を図りました。

(1) 個別支援実施内容

形態	実施方法	実施時期
面接	家庭訪問、庁舎内面接 等	令和3年8月～令和4年8月

(2) 個別支援実施状況

項目	血圧	腎機能 CKD (慢性腎臓病)	血糖 (糖尿病性腎症 重症化予防)	脂質異常 (LDL コレステロール)	心電図
支援実施数 (人)	212	75	426	74	41

(3) 講演会

慢性腎臓病(CKD)のリスクの高い方に、予防のための講演会を実施しました。

また、高血圧については、I度高血圧※以上とLDL コレステロール140mg/dl 以上を合わせもつ方を対象に、令和3年度から新たに健康教室を開催しました。

開催日時	講師	内容
令和4年3月15日(火) 午後2時～	循環器科医師 鈴木 聡 氏	血管を守ろう・心臓を守ろう 参加者 17人
令和4年3月18日(金) 午後6時30分～	腎臓内科医 三戸部 倫大 氏	知って守ろう！自分の腎臓 参加者 72人

※ I度高血圧：収縮期血圧140以上又は拡張期血圧90以上

4 その他の取組

- ①ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額をお知らせする「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ」を、年6回送付
- ②令和元年度から開始した全市民向けの「會津 LEAD」プロジェクト
国民健康保険被保険者に対しても、生活習慣病予防の意識向上と成人肥満者減少のための生活習慣の改善を啓発
- ③がん検診との一体的な受診環境を向上させることによる、特定健康診査の受診率向上

5 特定健康診査・特定保健指導・重症化予防事業等にかかる実施結果

特定健康診査受診者における健診結果の状況は、次の表のとおりです。

項目		H 28 計 画策定時	H 30	R 1	R 2	R 3	R 3 目標値	達成 状況
特定健康診査受診者における	特定保健指導対象者の減少率 平成 20 年度比	19.4	21.2	20.4	20.2	24.4	23.0	○
	Ⅱ度高血圧以上※1 の割合の減少 (実人数ベース)	3.7	4.1	4.3	4.5	4.8	3.3	×
	脂質異常症※2 の割合の減少 (実人数ベース)	3.3	3.3	3.0	3.1	3.0	3.1	○
	糖尿病治療継続者※3 の割合の増加 (実人数ベース)	59.4	63.0	59.2	62.9	65.6	72.0	△
	糖尿病有病者※4 の増加の抑制 (実人数ベース)	8.3	8.7	9.2	9.5	9.4	8.1	×
	腎機能低下者※5 の割合の減少 (実人数ベース)	2.4	2.2	1.9	2.0	2.2	2.2	○
	50 代男性受診者に占めるメタボ該 当者の割合の減少	30.6	33.7	32.2	34.4	35.4	30.2	×
	喫煙率の減少	15.2	15.3	15.3	15.1	14.9	14.6	△
ジェネリック医薬品の普及率向上 (年平均)		76.0	83.0	85.3	87.6	87.5	79	○

達成状況⇒○・・・達成 △・・・未達成だが、改善傾向 ×・・・未達成

※1 Ⅱ度高血圧以上 収縮期血圧 160 以上又は拡張期血圧 100 以上

※2 脂質異常症 LDL コレステロール 180mg/dl 以上

※3 糖尿病治療継続者 HbA1c (NGSP) 6.5%以上の人のうち治療中と回答した人

※4 糖尿病有病者 HbA1c (NGSP) 6.5%以上の人

※5 腎機能低下者 eGFR50 未満の人 (70 歳以上の場合、eGFR40 未満)

●項目ごとの結果について

- ①特定保健指導対象者の割合は、減少傾向にあり、令和 3 年度に目標を達成しました。
- ②特定健診受診者におけるⅡ度高血圧以上の該当者の割合は年々増加しており、目標からみて厳しい状況にあります。
- ③脂質異常症や腎機能低下者の割合は、令和 3 年度の目標を達成しました。
- ④糖尿病の有病者の割合が増加傾向にあり、糖尿病の治療継続者も増加傾向にあります。
- ⑤ 50 代男性受診者に占めるメタボ該当者の割合は増加傾向にあります。
- ⑥喫煙率は、多少の減少はみられるものの、ほぼ横ばいでした。
- ⑦ジェネリック医薬品の普及率は、国の目標値 80%を達成しています。

6 今後の取組

これまでの取組状況や目標の達成状況を踏まえ、計画に掲げた目標の達成に向け、以下の生活習慣病の予防や健康づくりの取組を行っていきます。

- ①特定健康診査受診率や特定保健指導実施率の向上に引き続き取り組み、一人でも多くの方の健康状態の把握に努めながら、自らが健康を保持できるような効果的な保健事業を行います。
- ②高血圧、血糖等の項目に関する目標達成には、継続した取組みが不可欠であるため、血圧や脂質、血糖、腎機能等の検査結果による保健指導を引き続き実施していきます。
- ③メタボリックシンドローム該当者の減少のため、肥満の解消及び「予防」のための生活習慣に関する啓発に努めます。
- ④新たな透析患者の減少のため、糖尿病性腎症重症化予防プログラムにより、医療機関受診のための個別支援や、糖尿病治療中の腎機能低下者に対する主治医と連携した栄養指導等を継続していきます。